

報道関係者 各位

令和7年12月12日（金）

【照会先】

厚生労働省 和歌山労働局
橋本労働基準監督署

監督・安衛課長 高橋 圭
(電話) 0736-32-1190

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 危険物を取り扱う場所に消火器を設けなかった疑い～

橋本労働基準監督署（署長 椿原 啓太）は、本日、河内設備の代表者Aを、労働安全衛生法違反の疑いで和歌山地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和7年7月11日、和歌山県橋本市内のマンションの受水槽修繕工事現場において、受水槽内で危険物である塗料の取扱作業を行う際、消火器を設けていなかった疑い。

1 被疑者

河内設備 代表者A（個人事業主）
住所：大阪府河内長野市
事業内容：設備工事業

2 罪名・罰条（別添参照）

労働安全衛生法違反
同法第20条第2号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第289条第1項（消火設備）
同法第119条第1号（罰則）

3 労働災害の概要

令和7年7月11日、橋本市内のマンションの受水槽修繕工事現場において、受水槽内で壁面の塗装作業を行っていたところ、危険物である塗料が発火して受水槽内全体に燃え広がり、作業を行っていた被疑者所属の作業員2名が負傷し、うち1名が全身火傷の重傷を負うという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、危険物や火災の原因となる引火性の油類等を取り扱う場所に消火器等の消火設備を設けることを義務付けていますが、これを設けずに受水槽内で危険物である塗料を用いた塗装作業を行わせた疑いがあるものです。

5 参考資料

別添 関係法令

別添

○ 労働安全衛生法（抄）

（事業者の講すべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

＜第1号、第3号 略＞

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、・・・（中略）・・・又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

＜第2号～第4号 略＞

○ 労働安全衛生規則（抄）

（消火設備）

第二百八十九条 事業者は、建築物及び化学設備（配管を除く。）又は乾燥設備がある場所その他危険物、危険物以外の引火性の油類等爆発又は火災の原因となるおそれのある物を取り扱う場所（以下この条において「建築物等」という。）には、適当な箇所に、消火設備を設けなければならない。

＜第2項 略＞